

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した上肢の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は平成〇年頃より〇工務店の大工として勤務していた。

平成〇年〇月〇日、〇工務店の里山において、支障木を切り倒した後に、1mの長さにチェーンソーで切る作業中に、大枝を切ろうとチェーンソーを持つ手を精いっぱい伸ばした体勢になったところ、肘から背中にかけて痛みが走り、右肩関節を負傷した。同年〇月〇日より接骨院、鍼灸院を受診したが症状が改善しないため、同年〇月〇日に〇医院を受診したところ、「右肩関節周囲炎」と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、「外傷など外的な要因もなく、業務に起因して発症した傷病とは認められない。」として、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

勤務中に右肩を痛めたがすぐに病院で精密検査を受けなかったために「右肩関節周囲炎」と診断された。しかし時間が経過しても痛みは増すばかり、仕事にも支障が多くなり改めて病院を変えてMRIの検査を受けたら「右肩腱板断裂」の診断が出た。

したがって、業務上のものとは認められないとして行った監督署長の不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人がクヌギの木を玉切りにするためにチェーンソーを持ち上げる動作の際に発症したものであり、本件作業は、事業場の業務として行っていたものであり業務遂行性は認められる。
- (2) 本件傷病について〇病院医師は「外傷後に生じた肩関節周囲炎と思われる。」と意見しているが、請求人は、「腕を伸ばしてチェーンソーを下から上に木の下側にチェーンソーの刃が当たるように持ち上げる際には特段に腕を捻ったり、チェーンソーがキックバックしたりなどの衝撃もありませんでした。普段と変わったことはなかったのですが痛みはありました。」と述べており、また〇病院医師も「骨折、脱臼、腱板損傷もなく、大きな外傷もない。日常生活でも多く発生する肩関節周囲炎であり因果関係は少ないと思われます。」と意見している。したがって、本件傷病は災害的な要因もなく発症した「右肩関節周囲炎」であり業務との因果関係は認められない。
- (3) よって、本件災害については業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、チェーンソー作業中に、右肩関節を負傷した。同年〇月〇日より接骨院、鍼灸院を受診したが症状が改善しなかったため、同年〇月〇日〇医院を受診したところ「右肩関節周囲炎」と診断された。さらに痛みが引かないため、同年〇月〇日〇病院を受診したところ「右肩腱板断裂」と診断されたものである。
- (2) 本件の災害発生状況については、請求人の監督署における申述と審査官に対する申述が相違しており、請求人は審査官への申述が正しいと主張している。所属事業場の災害発生状況に対する回答では、「現場の状況が、なかなか分かってもらえずに、ほとんど請求人自身の話は、分かってもらえなかったようだと言いました。」と述べているだけであるが、〇医院での診断名は「肩関節、右肩関節周囲炎」と診断され、右肩部に明確な負傷があったとは認められないものであるが、〇病院では「右肩腱板断裂」と診断されており、災害発生時に請求人の右肩部に急激な力の作用が生じたものとするのが妥当である。
- (3) 〇医院医師は因果関係について「当傷病は外傷後に生じた肩関節周囲炎と思われる。」と述べ、手術をした〇病院医師は「棘上筋腱の断裂に対し修復術を行った」と述べるだけであるが、これらの意見を参考にした〇病院医師は「初期時医院のX-Pにて、腱板断裂も考慮されなければならない。

したがって最初の木を切る動作以後に特に肩に対する外傷がなければこの時に腱板を断裂したと考えていいものと思料する。」と述べており、災害性の原因がなければ腱板断裂は起こらないと意見している。また、○医院診療録、○病院入院カルテからも当初の負傷以外の外傷は確認できない。

- (4) よって、請求人の傷病は、当初から腱板断裂が疑われるべきであり、総合的に判断した○病院医師意見から災害性の原因によって起こったと認めるのが妥当であり、業務上の事由によるものと認められる。したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。